

指定業者新規申請について

※新規申請の手数料として、24,000円が必要です。

手数料は申請書受付後、納付書により納付していただきます。

※姫路市下水道排水設備工事施工業者指定規程第19条に基づく指定業者保証金(10万円)は、指定となった時に必要ですので、後日の納付になります。

添付書類等の説明

A-1について	誓約書に記名のうえ提出してください。
A- 2について (個人事業主のみ)	事業主本人の住民票又は住民票記載事項証明書を提出してください。 (本籍、個人番号(マイナンバー)記載不要)【写し可】
A-3及び A-4について (法人のみ)	(1)登記事項証明書の「履歴事項全部証明書」を提出してください。【写し可】 (2)定款のコピーを添付し、「 <u>原本の写しに相違ありません</u> 」と記入し、申請日(証明日)、会社名・代表者名を記名してください。
Bについて	写真については、A4版用紙等に整理してください。 (1) 営 業 所 の 外 観・・・1～2枚 (建物全景と会社名(商号、屋号)の看板が判るように撮影してください。) (2) 営業所内部の写真・・・3～5枚程度 (応接、設計等ができる環境であることが確認できるように撮影してください。)
Cについて	当該事業所(営業所)で選任する責任技術者について記入し、以下の書類を添付してください。 (1)姫路市に責任技術者登録をしている方は、責任技術者証(手帳)の写し。 これから責任技術者登録する方は、現在有効な責任技術者試験合格証又は更新講習修了証の写し (2)名簿に記載した責任技術者全員について、雇用関係を証明する書類。 (例1) 保険者(雇用関係を証明できない国民健康保険は除く)より発行された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」の写し(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの) (例2) 雇用保険被保険者取得架空人通知書及び保険料領収書の写し(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの) (注)代表者が責任技術者である場合は、その分に限り、雇用関係を証明する書類は不要です。
Dについて	保有する設備・機材を列挙してください。※写真は不要。
証明書について	証明書は指定業者新規申請をする日から遡って3ヶ月以内のものを添付してください。

(お問い合わせ先)姫路市上下水道サービス課庶務担当

電話 079-221-2722